

告 示

埼玉県選管告示第二十四号

令和七年七月二十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、七月三日とする。

令和七年六月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳